

『図解わかる相続・相続税 改訂第7版』訂正表

2023年7月15日改訂第7版第1刷の書籍につきまして、以下のページに修正がございました。たいへん申し訳ございませんが、ご訂正をお願いいたします。

p12【税金の種類】（表）

「その他にかかる」・「地方税」の欄にある以下を修正

（現在）「不動産所得税」

（修正後）「不動産取得税」

p143

☆生命保険を利用できる場合の1行目を修正

（現在）遺産から差し引ける控除額は

（修正後）遺産から生命保険の非課税控除額と基礎控除額を差し引いた課税価格は

p217 まとめ●証人（立会人）になれない人の解説

（現在）二つめと三つめの項目

- ・成年被後見人～
- ・被保佐人～

（修正後）

上の二つを削除

P219 相続 Q&A

Q 相続人が行方不明のときはどうしたらいいのですか？

に対する A の2段落目を修正

（現在）失踪して7年未満のときは、裁判所に行方不明の相続人の相続財産管理人の選定を申し立てます。行方不明の相続人の代わりに、その相続財産管理人が、遺産分割協議に参加することになります。

（修正後）失踪して7年未満のときは、裁判所に不在者の財産管理人の選定を申し立てます。行方不明の相続人の代わりに、その不在者の財産管理人が、遺産分割協議に参加することになります。